

3. 研究分野への女性の参画

(1) 研究分野における女性の参画の実態

① 女性研究者数

科学高等研究所に属す研究員⁶²に占める女性の比率を経年的にみると、いずれも約30%となっている。

図表 4-20 女性研究者数（研究員）の推移

年	女性比率 (%)	女性	男性	合計
2003年	32.0%	721	1,531	2,252
2008年	34.1%	996	1,930	2,926

出典：スペイン科学技術革新省（2009）*Informe Mujeres Investigadoras 2009*

② 大学生に占める女性の割合

2006年度の大学生に占める女性の比率をみると、「人文」「社会科学」「自然科学」については、約60%を示している。「保健」は70%、「工学」は30%程度である。「人文」以外については、経年的にみるといずれも増加傾向にある。

図表 4-21 大学生に占める女性の比率

年度		1982-1983	1994-1995	2006-2007
人文	女性比率 (%)	62.96%	64.93%	62.15%
	総数 (人)	125,229	130,826	129,731
社会科学	女性比率 (%)	49.90%	59.34%	62.96%
	総数 (人)	293,345	755,492	684,961
自然科学	女性比率 (%)	46.82%	51.47%	59.18%
	総数 (人)	57,918	113,517	91,007
保健	女性比率 (%)	54.20%	69.41%	73.75%
	総数 (人)	107,556	111,293	124,252
工学	女性比率 (%)	12.25%	24.47%	27.27%
	総数 (人)	108,104	304,484	362,373

出典：女性研究所、「数字で見る女性 1983-2008」

⁶²スペイン政府機関（科学技術革新省）のCSIC科学高等研究所に属す研究員のデータを使用。大学教員などではなく科学的研究を職にする者をさす。

③ 職位別の女性大学職員数

職位別の女性大学職員比率を経年的にみると、いずれの職位も女性比率は概ね増加している。2006年度では、大学教授は短大と合わせて18.4%であるが、准教授は38.1%、非常勤講師・講師・名誉教授は50%程度である。

図表 4-2 2 職位別の女性大学職員比率の推移

1982-1983	女性比率 (%)	総数 (人)	2006-2007	女性比率 (%)	総数 (人)
教授	15.24%	6,632	教授合計	18.43%	11,075
准教授	26.76%	3,841	大学教授	14.36%	8,692
専任講師	21.01%	7,840	短大教授	33.28%	2,383
コース担当者	21.32%	9,006	准教授	38.12%	39,844
助手	34.10%	7,068	大学准教授	36.68%	28,028
実習担当者	19.51%	1,256	大学研究科准教授	41.54%	11,816
客員教員	-	-	非常勤講師	47.52%	3,087
その他	32.86%	5,630	講師	49.49%	1,481
合計	24.50%	41,273	助手	43.78%	3,383
			名誉教授	50.45%	4,212
			ワークショップ担当者	13.68%	380
			研究員	15.15%	66
			客員教員	41.52%	448
			その他	39.94%	3,130
			合計	35.78%	95,114

出典：女性研究所、「数字で見る女性 1983-2008」

④ 専攻分野別の女性大学職員数

2005年度の専攻分野別の女性専任教員比率をみると、「人文」「保健」が約40%、「社会科学」「自然科学」が概ね35%、「工学」が概ね20%である。女性教授比率をみるといずれも専任教員に比べ半分以下の割合である。

図表 4-2 3 専攻分野別の女性大学職員比率

2005-2006		専任教員	教授
人文	女性比率 (%)	42.9%	21.0%
	総数 (人)	2,485	338
社会科学	女性比率 (%)	35.4%	13.0%
	総数 (人)	2,642	314
自然科学	女性比率 (%)	33.7%	12.2%
	総数 (人)	1,265	148
保健	女性比率 (%)	42.1%	16.0%
	総数 (人)	2,959	339
工学	女性比率 (%)	19.7%	5.4%
	総数 (人)	746	71

出典：文部科学省(2007)「数字で見る女性学術研究者」

(2) 研究分野における女性の参画を阻む障害

① 研究分野の現状

スペインにおいては欧州連合委員会の方針に基づき、2007年に教育組織法（LOE）を制定した。その中の「市民教育（Educación para la ciudadanía）」という事項において、社会における女性参画、性差別的なステレオタイプを撤廃することを目指す市民の教育方法のあり方が示された。教育組織法制定の結果、同年に2001年の大学法（LOU, Ley Orgánica de Universidades）の改定が行なわれ、私立・国立大学において大学教育の男女機会平等を保護する管理局の設立（Unidades de Igualdad）が規定された。

大学生に占める女性の比率は2005年時点で54%であり、成績も優秀で退学者も少ないと言われている⁶³。しかし、専攻科目の選択においては男女の不均衡が見られる。また、2005年度の女性の大学院進学率は51%であるが、学位の取得率は47.75%にとどまっている。

図表 4-2 4 大学生に占める女性の比率（専攻分野別）

専攻分野	女性比率
建築・技術	25%
建築・技術(大学院)	30.47%
社会・福祉	80%

出典：スペイン政府、男女平等戦略的計画（2008-2011）

② 研究分野における障壁

スペインにおいては、国立大学の女性教員の割合は35.14%にすぎないが、教育の全般をみると女性教員は65.5%を占めており、最も多いのは小学校の先生に就いた女性で77.67%を占める。教育のレベルがあがると教員に就く女性比率が低くなる傾向があり、国立大学の准教授は13.96%にとどまる。⁶⁴この理由としては、0-3歳児の育児支援対策が少ないことが挙げられ、子育て期の若い女性就労の障害となっている。

また、教科書などの教材における女性像に関する研究が少ないことも指摘されている。多文化化しつつあるスペインでは、多様な文化が共存している環境において男女機会均等を図る必要があり、教育方法の模索は今後の重要な課題となっている。

(3) 研究分野の参画に関する取組

① 男女平等戦略的計画（2008-2011）【研究分野】

研究分野の女性参画については、男女平等戦略的計画（2008-2011）における12重点分野のうち「教育」「技術的イノベーション」の中で、具体的な施策（目標、実施プラン）

⁶³ スペイン政府、男女平等戦略的計画（2008-2011）（PLAN ESTRATÉGICO DE IGUALDAD OPORTUNIDADES（2008-2011））

⁶⁴ スペイン政府、男女平等戦略的計画（2008-2011）（PLAN ESTRATÉGICO DE IGUALDAD OPORTUNIDADES（2008-2011））

が盛り込まれている。スペイン科学技術革新省は、以下に述べる「教育」及び「技術的イノベーション」の戦略に準ずる形で取組を実施している。取組詳細は以下の通り。

図表 4-25 「男女平等戦略的計画（2008-2011）」に規定されている
教育分野への女性の参画に向けた施策（重点分野4：教育）

【「重点分野4：教育」における男女平等戦略の目標】

1. 共学・DV防止・男女機会均等に関する教員向けの訓練の実施
2. 教育分野の管理職における男女共同参画、女性の意思決定への参加促進
3. 男女共学の導入
4. DV防止教育
5. スポーツへジェンダーの視点を導入
6. 反性差別、機会均等に即した教科書の編集
7. すべての教育内容に男女平等概念を導入
8. 性差別、民族的少数派差別に苦しむ女性、学生への支援
9. 憲法上の民主主義原則、世界人権宣言の視点に基づく男女平等教育の実施
10. 成人教育の推進
11. 性差別撤廃のためのカウンセリングプログラムを作成
12. ワーク・ライフ・バランス実現のための学校運営
13. 教育システムの評価にジェンダーの視点を導入

【各目標を達するための実施プラン】

第1目標「共学・DV防止・男女機会均等に関する教員向けの訓練の実施」

- 1.1. ジェンダー研究所を設立し、ジェンダー視点を採用した教材の編集、教員の育成方法を確立する
- 1.2. ジェンダー研究を行う大学院の設置を奨励
- 1.3. ジェンダー視点を採用した教員の教育を奨励
- 1.4. 職員採用試験などに男女平等に関する課題を使用

第2目標「教育分野の管理職における男女共同参画、女性の意思決定への参加促進」

- 2.1. インセンティブの付与
- 2.2. ワーク・ライフ・バランスを可能にする方策の導入
- 2.3. 男女平等を図る追跡調査機関の設立を推奨
- 2.4. 管理職における男女平等の確保

第3目標 「男女共学の導入」

- 3.1. ジェンダー視点の導入による男女共学プロジェクトを企画
- 3.2. ステレオタイプのない共学を奨励
- 3.3. 男女機会均等のコンサルタント、追跡調査機関の設立を推奨
- 3.4. 男女共学の推進のための議論およびネットワーク構築の機会を拡大
- 3.5. 子どもの教育へ母親と父親が平等に参加するためのキャンペーンの実施
- 3.6. 両親に対するジェンダー教育の実施

第4目標 「DV防止教育」

- 4.1. 教育環境においてDVをもたらす要因に関する調査研究の実施
- 4.2. DV防止を目指す教育プログラムの奨励
- 4.3. 大学などにおける暴力を防止するための方策の導入

第5目標 「スポーツへジェンダーの視点を導入」

- 5.1. スポーツにおけるジェンダー視点の導入
- 5.2. スポーツに女性の参加を促進する
- 5.3. スポーツ関連の管理職における女性の参画を奨励するための方策を導入

第6目標 「反性差別、機会均等に即した教科書の編集」

- 6.1. 教科書の編成にあたりジェンダー視点が適切に導入されることを監視する委員会の設立
- 6.2. 教科書の内容（性差別的な表現の有無など）を監督する査定機関の設立
- 6.3. 両親、出版社、教育機関などに向けて男女機会均等のためのキャンペーンを実施
- 6.5. 大学などの教育機関の図書館における女流作家の書籍などに関する情報の発信
- 6.4&6.6. 反性差別的な言語の使用を課題とする教科書・教材の作成

第7目標 「すべての教育内容に男女平等概念を導入」

- 7.1. 教育学、芸術、科学などの分野において女性の役割に関する知識普及を目的としたのセミナーや勉強会の企画
- 7.2. 男女共学のワークショップの企画

第8目標 「性差別、民族的少数派差別に苦しむ女性、学生団体への支援」

- 8.1. 社会的弱者の社会的統合のために、両親と学生向けのキャンペーンを実施
- 8.2. 社会的弱者の若者たちの状況を把握するための調査研究
- 8.3. 差別に苦しむ女性のための方策の導入
- 8.4. カウンセリングなどの支援
- 8.5. 教育現場における様々なカリキュラム、教育レベル、役職への男女共同参画を促進
- 8.6. すべての教材、カリキュラムへ多様性の視点を盛り込むことを奨励
- 8.7. 社会的弱者層の女性に対する支援
- 8.8. 教員を対象とした訓練の実施

第9目標 「憲法上の民主主義原則、世界人権宣言の視点に基づく男女平等教育の実施」

- 9.1. 移民女性の生徒の状況に関する調査研究の奨励
- 9.2. 世界人権宣言に基づく多文化主義について議論するためのフォーラムなどを開催
- 9.3. 移民女性の平等な教育機会を目的としたシラバスの実施
- 9.4. 移民女性の生徒の教育及び家庭環境への配慮
- 9.5. 出身国と移住先のかげ橋を造るためのプログラムの実施
- 9.6. ジェンダーの視点に基づく教員への多文化教育の奨励
- 9.7. すべての教育機関において多文化を推進するための協議の場を設ける

第10目標 「成人教育の推進」

- 10.1. ジェンダーの視点に基づく成人教育の実施
- 10.2. 男女機会均等を推進し、男女差別などの原因を分析する
- 10.3. 個人・家庭・社会的問題の解決を解決するための支援

第11目標 「性差別撤廃のためのカウンセリングプログラムを作成」

- 11.1. 性差別、人種差別に関するトレーニングの実施
- 11.2. 生徒のキャリアガイダンスへのジェンダー視点の導入
- 11.3. ジェンダーステレオタイプに対応するためのセミナー等の実施
- 11.4. 大学や専門学校における性差別的をなくすためのガイドラインの作成

第12目標 「ワーク・ライフ・バランス実現のための学校運営」

- 12.1. 父親、母親らのワーク・ライフ・バランスの実現の為、食事、通学、幼児教育等の供給状態、適切な運用（需要と供給）等に関する実態調査を実施
- 12.2. 父親、母親らのワーク・ライフ・バランス実現達成の為、フレキシブルな学校時間割の導入、食堂、通学バスの定員増、補助教育、課外活動、自由時間の検討
- 12.3. 0-3歳児教育の増加、小中学校の給食および通学手段の確保

第13目標 「教育システムの評価にジェンダーの視点を導入」

- 13.1. 学校における民族的少数派などの状況の把握のため、データを収集し、性別、出身国などに分類する
- 13.2. 学生の評価を行う際ジェンダーの視点を導入し、それに基づいた評価を行う。

出典：スペイン政府、男女平等戦略的計画（2008-2011）

図表 4-26 「男女平等戦略的計画（2008-2011）」に規定されている
教育分野への女性の参画に向けた施策（重点分野5：技術的イノベーション）

【「重点分野5：技術的イノベーション」における男女平等戦略の目標】

1. ITへのジェンダー・メインストリーミング導入
2. 女性の科学技術分野への参加及びITにおける性差についての知識を広げ、これらの領域における機会均等達成のための革新的方策とする
3. 女性の科学技術分野への参加に向けた公共機関のリーダーシップを高める
4. 科学技術領域の計画、生産、管理段階へ女性の視点を導入する
5. インターネット分野への女性参画を促し、自己実現が可能な解放的な領域にする。

【各目標を達するための実施プラン】

第1目標 「ITへのジェンダー・メインストリーミング導入」

- 1.1. 情報化社会における男女機会均等のためのアクションプランの策定：
 - ・ 男女機会均等を促すプラン内容の開発
 - ・ 科学技術開発と情報化社会の政策策定の際のジェンダー視点を導入

第2目標 「女性の科学技術分野への参加及びITにおける性差についての知識を広げ、これらの領域における機会均等達成のための革新的方策とする。」

- 2.1. ITとスペインの情報化社会についてのデータをジェンダー観点から分析
- 2.2. 上記のデータを年齢、学歴、職歴、地理的要因等で詳細に分類化
- 2.3. ITと情報化社会が影響を及ぼしている分野を特定

第3目標 「女性の科学技術分野への参加に向けた公共機関のリーダーシップを高める」

- 3.1. 女性向けの情報通信技術（TIC, Tecnología de la Información Comunicación）プログラム：
 - ・ 女性担当教員の増員
 - ・ 地方に情報通信技術教育を導入する
- 3.2. 不利な状況におかれた女性のITへのアクセスを簡易化する

第4目標 「科学技術領域の計画、生産、管理段階へ女性の視点を導入する」

- 4.1. 科学技術関係企業の管理職への女性登用の促進
- 4.2. ジェンダー視点により科学技術的な文化を豊かにする。
- 4.3. 男女機会均等にむけて、教育において科学技術分野の社会的機能を強調
- 4.4. 科学技術的な科目に対する若者の関心を高める

4.5. 中高等学校における女性の学生・教員の参加増大

4.6. 科学技術系職においてワーク・ライフ・バランスを可能にする男女機会均等を図る

第 5 目標 「インターネット分野への女性参画を促し、自己実現が可能な解放的な領域にする。」

5.1. IT における女性の存在感を高める：

- ・ 女性企業家によるイニシアティブを奨励
- ・ 女性の視点を反映する言語、内容の開発
- ・ ジェンダーステレオタイプを撤廃する内容の開発
- ・ 女性のエンパワーメント等を奨励する内容開発
- ・ 女性の権利保護ネットワークの形成

5.2. ワーク・ライフ・バランスを実現する為のウェブサイトの開発（買い物、教育、保健等のサービス）

5.3. 創造的なユーザーとして女性のイメージアップを狙う

5.4. 男女差別的なコンテンツの監督と撤廃

出典：スペイン政府、男女平等戦略的計画（2008-2011）